

公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」 WEBサイト運用保守及び課題記事作成業務 仕様書

1 委託業務名

公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」WEBサイト運用保守及び課題記事作成業務（以下「本業務」という。）

2 趣旨

公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」は、本市が抱える行政課題その他の社会課題※（以下「行政課題等」という。）に対し民間企業等と連携して取り組むため、公民連携を担う窓口機能と、民間企業等の技術やノウハウを活かした実装に挑戦する仕組みを作り、民間企業等のリソースを活用して行政課題等の解決を図る事業である。

本事業では、市内より行政課題等を抽出し、公民連携による解決への行動を促すような形にまで見える化して公開するとともに、スタートアップ企業をはじめ、民間企業等の有する技術やノウハウの活用による提案とのマッチングを図り、プロジェクトチーム（公民連携ラボ）を立ち上げ、実証実験や具体的実践により課題解決に取り組む。

また、民間企業等からの、技術やノウハウを市の施策・事業や社会課題解決に活かそうとする提案についても機を逸せず把握し、有用なものは適切に各部局につなぎ、支援を行う。

本業務は上記事業の実施にあたり、専用WEBサイト「KYOTO CITY OPEN LABO」の運用保守及び課題記事作成を行うものである。

(※)「行政課題」：市役所の各所管部署が社会課題として認識しているもののうち、政策上のもの又は行政運営上のもので、市役所が単独で取り組むにはノウハウの不足や費用の増大が懸念されるもの。

（デジタル化、働き方改革等）

「社会課題」：地域（京都）が抱える諸課題で、市役所の各所管部署が現時点で手当てするに至っていないような課題。

（コロナ禍の影響による社会活動の停滞、社会環境の未整備による困難を抱える方の生活課題等）

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 業務内容

(1) 「KYOTO CITY OPEN LABO」WEBサイト運用保守業務

ア 運用保守

サイトを安定的に運営するため、必要な保守を行うこと。

(イ) 死活監視

サーバ及びサービスの死活監視を行い、必要な警報を本市担当職員にメール等により連絡する手段を確保すること。

(イ) 定期的な保守

定期的に、OS や使用するソフトウェアにおける脆弱性の有無の確認と、その対応を行うこと。
ただし、緊急性の高いものについては、随時対応を行うこと。

(ウ) 障害発生時の対応

システムに障害が発生した場合は、早急に復旧作業を行うこと。また、障害の原因について調査し、対策を講じるとともに、その障害内容、発生日時、原因などを報告すること。また、必要に応じ、障害発生初期の段階で前もって対応方法を示すこと。

(エ) 問合せ対応

運用期間中は、本市からの各種問合せに対応すること。対応時間は、開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分とする。

なお、時間中に対応が困難な場合は、本市が別途指定する時間に対応を行うこと。

イ サイトのバックアップ

定期的にシステム及びデータのバックアップを実施し、障害発生時等にはシステム及びデータの復旧や移行を行えるようにすること。

ウ マニュアルの更新

現状のマニュアルで対応できない機能が追加された場合などには、サイト内のマニュアルの更新を行うこと。

エ 情報セキュリティ及び機能要件等

(ア) ウイルス対策

運用保守業務を行うにあたっては、ウイルス対策ソフトを導入し、新たにパターンファイ (ウイルス定義ファイル) が公開された場合は、速やかに適用すること。

(イ) 脆弱性対策

使用する OS、ソフトウェアについて脆弱性が発見された場合は、迅速かつ適切に対応すること。

(ウ) ログ管理

- a 利用者ごとの利用記録 (アクセスログ・操作ログ・エラーログ) を記録すること。
- b 利用者ごとの利用記録を、システム管理者が容易に閲覧できること。
- c ログを容易に閲覧できない場合は、本市の要請に応じて、事業者が無償で出力処理を行い、本市に提供すること。
- d 利用者ごとの利用記録は、1 年間以上保存すること。

(エ) アクセシビリティ対策

公開するコンテンツについては、Web アクセシビリティを考慮した日本工業規格 (JIS) 「JIS X 8341-3:2016」の適合レベル AA に準拠し、高齢者や障害者、漢字を読みづらい方を含めた誰もが支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮すること。

(オ) その他

システムの構築に当たっては、「京都市情報セキュリティ対策基準」を遵守し、同水準のセキュリティ対策を実施すること。

(2) 公民連携ラボの課題及び取組記事等作成

- ア 庁内より抽出した行政課題等を，公民連携による解決への行動を促すような形にまで見える化し，年間10件程度をホームページ上に公開すること。
- イ WEBサイト上に公開した課題と，民間企業等の有する技術やノウハウの活用による提案とのマッチングにより生まれたプロジェクトチーム（公民連携ラボ）の取組記事については，本市と協議及び協業のうえ作成し，WEBサイト上に公開すること。

5 留意点

- (1) 受託者の不備による不具合が判明した場合は，受託者の責任において速やかに対応すること。
- (2) 業務が完了した時は，京都市が定める方法により，業務完了報告書を提出すること。
- (3) 本業務の実施により，得られた成果物に係る著作権のほか一切の権利は，京都市に帰属する。
- (4) 受託者は，本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に使用することはできない。また，本業務が完了した後においても，同様とする。
- (5) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は，本市の責に帰すべきものを除き，全て受託者の責任において処理することとする。
- (6) 仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは，本市と受託者との間で協議を行う。
協議が整わないときは，本市の指示するところによるものとする。